

病院の開設等に関する指導要綱

(目的)

第一条 この要綱は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）に定めるもののほか、病院の開設等をしようとする者が遵守すべき手続等に関し必要な事項を定めることにより、計画的な病院の開設等を誘導し、宮城県地域医療計画（以下「医療計画」という。）に基づく地域の体系的な医療供給体制の整備の推進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び医療計画の定めるところによる。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 病院等 法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。
- 二 病床 法第七条第二項に規定する精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床をいう。
- 三 病院の開設等 法第七条第一項の規定による病院の開設、同条第二項の規定による病院の病床数の増加又は病床の種別の変更及び同条第三項の規定による診療所の病床の設置、病床数の増加又は病床の種別の変更をいう。
- 四 特例適用 診療所に療養病床若しくは一般病床を設け、又は病床数を増加させる場合であって、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。）第一条の十四第七項第一号から第三号までの規定に該当する場合をいう。
- 五 開設者等 第三号に規定する病院の開設等又は前号に規定する特例適用の申出をしようとする者をいう。

(開設者等の責務)

第三条 開設者等は、この要綱に定める手続等を遵守するとともに、医療計画に沿って地域の体系的な医療供給体制の整備が図られるよう必要な協力をするものとする。

(事前協議の申出)

第四条 開設者等（特例適用の申出をしようとする者を除く。第六条第二項から第四項までにおいて同じ。）は、法第七条第一項から第三項までの規定による許可の申請（以下「許可申請」という。）前に、当該許可申請に係る病院の開設等の計画の概要について、当該計画に係る病院等の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に協議を申し出るものとする。

- 2 特例適用の申出をしようとする者は、診療所の概要について、当該診療所の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に協議を申し出るものとする。
- 3 前二項の協議（以下「事前協議」という。）の申出は、知事が別に定める期間内に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、随時、行うことができるものとする。
 - 一 病床数の増加を伴うことなく病床の種別の変更をしようとするとき。
 - 二 同一の二次医療圏内（精神病床、感染症病床及び結核病床にあっては、県全域。以下同じ。）に二以上の病院等を開設する者が、当該二以上の病院等を統合し、又は同

時に当該病院等のうち一以上の病院等の病床数を増加させ、かつ、一以上の病院等の病床数を減少させる場合（以下「再編統合」という。）であって、当該再編統合に係る病院等について、再編統合後の病床数の合計が再編統合前のそれぞれの病院等の種別ごとの病床数を合計した数を超えないとき。

三 同一の二次医療圏内において、同一の者が同時に一の病院等の病床数を減少させ、かつ、一以上の病院等を開設する場合（以下「分割」という。）であって、当該分割に係る病院等について、分割後の病床数の合計が分割前の病院等の種別ごとの病床数を超えないとき。

四 病院等を開設し、又は病院等の病床数を増加させようとする病床の種別ごとに医療計画で定める圏域において、省令第三十条の三十二各号のいずれかに定める事情があるとき。

五 病院の開設等に係る病床が省令第三十条の三十二の二第一項各号（第十四号を除く。）のいずれかに該当するとき。

（適用除外）

第五条 次に掲げる場合にあつては、前条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。

一 病院の開設者を変更するとき（当該病院の所在地の変更及び病床の種別ごとの数の増加を伴わないときに限る。）。

二 同一の二次医療圏内において病院が移転するとき（当該病院の開設者の変更及び病床数の増加を伴わないときに限る。）。

三 診療所を開設者を変更するとき（当該診療所の所在地の変更及び病床の種別ごとの数の増加を伴わないときに限る。）。

四 同一の二次医療圏内において診療所が移転するとき（当該診療所の開設者の変更及び病床の種別ごとの数の増加を伴わないときに限る。）。

（事前協議に関する指導）

第六条 知事は、事前協議を受けた場合において、関係する法令、通達、医療計画等に基づきその内容を審査した結果必要と認めるときは、当該事前協議に係る開設者等に対し、必要な指導を行うものとする。

2 知事は、第四条第一項の協議を受けた場合において、次の各号に該当するときは、病院等の所在地を含む構想区域に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議に協議し、宮城県医療審議会の意見を聴いて、当該第四条第一項の協議に係る開設者等に対し、必要な指導を行うものとする。

一 当該第四条第一項の協議に係る構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、医療計画において定める当該構想区域における法第三十条の四第二項第七号イに規定する将来の病床数の必要量の合計に既に達しているか、又は当該第四条第一項の協議に係る病院の開設等によってこれを超えることになるとき。

二 新たに整備される病床が担う予定の医療機能が、当該構想区域における不足する医療機能以外の医療機能となっているとき、又は当該構想区域における不足する医療機能について、既存の医療機関の将来の機能転換の意向を考慮してもなお充足する見通しが立たないとき。

三 病院の開設等による療養病床及び一般病床の病床数の増加分と当該療養病床及び一般病床の既存病床数の合計が医療計画で定められた病院等が所在する二次医療圏の基準病床数を超えるとき。

四 その他地域医療に与える影響が特に大きいと認めるとき。

3 知事は、第四条第一項の協議を受けた場合において、当該協議が精神病床の設置又は増加を行おうとするものであるときは、宮城県医療審議会の意見を聴いて、当該協議に係る開設者等に対し、必要な指導を行うものとする。

4 知事は、第四条第一項の協議を受けた場合において、当該協議が感染症病床又は結核病床の設置又は増加を行おうとするものであって、かつ、病床の種別ごとの病床数の増加分と当該病床の種別ごとの既存病床数の合計が医療計画で定められた基準病床数を超えるときは、宮城県医療審議会の意見を聴いて、当該協議に係る開設者等に対し、必要な指導を行うものとする。

5 知事は、第四条第二項の協議を受けた場合（知事が当該協議に係る診療所について、宮城県医療審議会において定めた基準に適合するものと認めた場合を除く。）は、宮城県医療審議会の意見を聴いて、当該協議に係る特例適用の申出をしようとする者に対し、必要な指導を行うものとする。

（事前協議結果の通知）

第七条 知事は、事前協議が完了したと認めるときは、開設者等にその結果を通知するものとする。

（事前協議後の状況の把握等）

第八条 知事は、事前協議の完了した病院の開設等の計画に係る許可申請又は特例適用に係る医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の三の規定による病床設置の届出が相当期間内になされない場合は、当該許可申請又は当該届出に係る開設者等に対し、当該計画又は当該届出に係る診療所の現状について報告を求めることができる。

2 当該許可申請若しくは当該届出に係る開設者等が前項の規定により求められた報告を行わない場合は、当該事前協議は行われなかったものとする。ただし、当該許可申請又は当該届出を行わない正当な理由が認められる場合を除く。

（その他）

第九条 この要綱に定めるもののほか、病院の開設等及び特例適用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成五年八月十日から施行する。

附 則

この告示は、平成十年六月一日から施行する。

附 則

この告示は、平成十三年九月二十八日から施行する。

附 則

この告示は、平成十九年一月二十六日から施行する。

附 則

この告示は、平成十九年五月十一日から施行する。

附 則

この告示は、平成二十四年二月十七日から施行する。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

この告示は、令和六年六月十四日から施行する。